

入退会および会費規程

本規程は、一般社団法人日本キャリア・カウンセリング学会（以下、本学会という）定款第6条の規程に基づき、学会正会員（以下、正会員という）の入会、退会および会費について定めるものとする。

（入会申込）

第1条 入会を希望する者は、「入会申込み」フォームに届出事項を記入し、送信することにより入会を申し込むものとする。届出事項には以下の各項を含むものとし、必要に応じ理事会の決定によりその他の届出事項を設けることができる。

1. 氏名
2. 生年月日
3. 現住所
4. 電話番号
5. メールアドレスおよびメールマガジン受信希望の有無
6. 最終学歴
7. カウンセリング等学習歴
8. カウンセリング等研究歴または実践歴
9. カウンセリングに係る資格
10. 所属企業・団体等および担当業務・役職等
11. 所属学会・協会等
12. 入会希望理由
13. 推薦者名（正会員2名または学会社員1名）

（申込受付期限）

第2条 申込受付は直近の理事会開催日の2週間前を期限とし、直近の理事会において入会審査を行う。期限後の申込は次回理事会にて審査するものとする。

（入会審査）

第3条 入会審査は理事会にて行い、以下の基準のいずれかに該当し、定款第2条に定める本学会の目的に資する意思のある者の入会を認める。

1. 定款第2条に定義されたキャリア・カウンセリング（以下キャリア・カウンセリングという）について、学術研究または現場実践を行っている者
2. 前項に掲げた学術研究または現場実践を行うための学習を継続的に行っている者
3. 企業・団体等において、キャリア・カウンセリングに関する領域を学習し、実践する意思のある者

（審査結果の通知）

第4条 入会審査の結果は、当該理事会終了後1週間以内に申込者に通知する。入会を認めなかった場合は、その理由を付記するものとする。

(入会手続き)

第5条 本部事務局長は、入会が認められた申込者に対し、入会に係る諸手続きを伝え、入会金および初年度年会費の入金を確認後、速やかに会員登録を行う。なお、入会に係る諸手続きの期限は審査結果通知後から3ヶ月以内とする。

(入会金および年会費)

第6条 入会金および年会費は以下の通りとする。

1. 入会金：4,000円、ただし学生（社会人学生を含む）（以下、正会員（学生会員）という）は無料とする。
2. 年会費：正会員9,000円、学生会員（学生会員）4,000円。
3. 正会員（学生会員）は、在籍中の教育機関を証明する所定の手続きを行ったものとする。
4. 10月以降に入会が認められた申込者については、初年度年会費のみ半額とする。

(会費の納入方法および納入期限)

第7条 正会員は、毎事業年度の年会費をクレジットカード決済または振込により、当該事業年度の6月末日までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 退会については以下の通りとする。

1. 退会を希望する正会員は、「退会申請」フォームに届出事項を記入し送信することにより退会届を提出するものとする。
2. 退会時には未払いの年会費を納入するものとする。
3. 退会届を提出した会員の資格は、当該事業年度終了時に喪失するものとする。

(再入会)

第9条 再入会については以下の通りとする。

1. 再入会を希望する者は、第1条に定めた入会申込を新たに行う。
2. 過去に未払いの年会費がある場合は、全額を納入したうえで入会申込を行うものとする。
3. 第3条および第5条に定めた入会審査を経て入会手続きを行う際は、第6条に定めた入会金および年会費を納入するものとする。

(入会申込審査中の特例措置)

第10条 申込者は審査結果通知前であっても、本学会主催の研究大会や研修等に、特例として正会員料金で申込みすることができる。ただし、入会が認められなかった場合、または入会を認められた申込者が入会に係る諸手続きを行わずに第5条に定めた期限を経過した場合は、速やかに差額を支払うものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

制定：2016年4月1日

改訂：2022年4月1日

改訂：2023年2月1日

改訂：2024年2月1日